

令和2年度 帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業  
 ( I 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業)  
 事業内容報告書の概要

令和 2年度に実施した取組の内容及び成果と課題						
<p>1. 事業の実施体制(運営協議会・連絡協議会の構成員等)</p> <p>(1)瀬戸市日本語教育推進委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>日本語教育を行う瀬戸市内の学校の校長の代表と教諭の代表、瀬戸市教育委員会</li> </ul> <p>(2)瀬戸市日本語教育担当者会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>日本語教育を行う瀬戸市内のすべての学校の教諭、日本語初期指導教室担当教員、瀬戸市教育委員会</li> </ul> <p>(3)外国人児童生徒連絡協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>瀬戸市日本語教育推進委員会のメンバー、日本語教育を行っている学校の代表者、日本語初期指導教室担当教員、外国人児童生徒サポーター、地域で児童生徒に日本語教育を行っているNPO法人、語学相談員、市役所まちづくり協働課、瀬戸市教育委員会</li> </ul>						
<p>2. 具体の取組内容 ※取り組んだ実施事項(1)～(13)について、それぞれ記入すること</p> <p>(2) 拠点校の設置等による指導体制の構築</p> <p>日本語初期指導教室での指導を行った。初期指導教室が設置されている原山小学校と下品野小学校へ登校できない対象の児童生徒は、巡回または、遠隔システムを使った指導で、学習を行った。</p> <p>(4) 「特別の教育課程」による日本語指導の実施</p> <p>取り出しの日本語初期指導が必要な児童生徒のすべてに「特別の教育課程」を編成し、指導を行った。また、児童生徒一人一人にDLAのチェックを行い、子どもたちの言語能力や特性を理解したうえで特別の教育課程を編成した。</p> <p>(6) 日本語ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣</p> <p>瀬戸市において、来日間もない児童生徒がスムーズに各学校へ入ることができるように、市内の2校の学校で2名の日本語初期指導担当教員が指導を行っている。</p> <p>(12) 成果の普及</p> <p>11月に「瀬戸市遠隔教育フォーラム」を開催し、瀬戸市における日本語初期指導教室指導の様子も全国にWebで発信した。また、2月には日本語教育担当者会を開催し、各校における指導の現状を報告し合った。</p>						
<p>3. 成果と課題 ※取り組んだ実施事項(1)～(13)について、それぞれ記入すること</p> <p>(2) 市内全ての学校で、日本語初期指導が必要な児童生徒が専門の指導教員から指導を受けることができた。今後は、初期指導担当教員の増員をしていく必要がある。</p> <p>(4) 児童生徒の個別の日本語の力に応じて、指導を行うことができた。今後は1年間を見通した日本語初期指導教室の計画を立て、継続的に日本語教育を行いたい。</p> <p>(6) 来日直後、日本語が全く話せなかった児童生徒も、日本語初期指導教室で学ぶことにより、スムーズに日本の学校へ行くことができた。ただし、来日してくる児童生徒の人数やタイミング等は未定なため、年間で計画を立てて初期指導教室を運営していくことは大変に難しい。今後は、対応する教職員を増員しスムーズに指導ができるようにしていきたい</p> <p>(12) 「瀬戸市遠隔教育フォーラム」では、全国の同じような悩みを持った自治体や学校と交流することができた。今年度はコロナのため、予定をしていた会議や研修等が縮小されたため、来年度以降は交流を深めていきたい。</p>						
日本語指導が必要な児童生徒のうち、特別の教育課程で指導を受けた児童生徒の割合	小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校
	100%	%	%	%	%	%

うち、個別の指導計画の指導目標が達成できた児童生徒の割合	100%	%	%	%	%	%
<p>4. その他(今後の取組予定等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>今年度の日本語初期指導教室の該当生徒は、中学校にはいなかったが、今後急に来日する生徒がいることも考えられる。小学校と中学校では、指導のカリキュラムが異なるため、どちらにも対応できるようにしていかなければならない。また、すべての初期指導教室対象児童生徒が、家庭や学校の事情に関係なく指導を受けられるようにしていくことが大切である。</li> </ul>						

※枠は適宜広げること。(複数ページになっても差し支えない) 成果物等があれば別途提出すること。